

男女共同参画職場づくり調査票

事業者（企業）名		許可（業者）番号		提出年月日
代表者職氏名		担当者職氏名		年
所在地	〒 -			月 日
連絡先	TEL	メールアドレス		
常用労働者数	男 人 女 人	決算日	年 月 日	

重点対象項目	内 容		該当箇所に○	点数	
1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済 (提出日： 年 月 日、 行動計画期間： 年 月 日～ 年 月 日)			5	
2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済 (提出日： 年 月 日、 行動計画期間： 年 月 日～ 年 月 日)			5	
3 ワークライフバランスに資する制度導入等	①女性の登用	女性の役職者数（係長相当職以上）が10%以上増加、もしくは役職者に占める女性の割合が30%以上であること		①～④のうち2つ以上に該当した場合、10	
	②男性の育休実績	過去3事業年度中に、10日以上の子育て休業を取得した男性従業員が1名以上いること			
	③仕事と家庭の両立	育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等について、以下のいずれかを導入していること (該当するものをすべて○で囲んでください。)			
		ア	育児休業について、満1歳以上の子（父母がともに育児休業を取得する場合には、満1歳2カ月以上の子）を対象にし、かつ一定の場合には満2歳以上の子も対象にしていること		
		イ	育児をする従業員について満3歳以上の子も対象にした勤務時間の短縮等の措置をしていること（1から6のいずれか一つ以上に該当すること） 1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 所定外労働をさせない制度 5 事業所内の託児施設の設置 6 育児に関する経費の援助措置		
		ウ	小学校就学前の子を養育する従業員の看護休暇について、子が1人であれば1年に6日以上、子が2人以上であれば1年に11日以上の休暇を付与していること		
		エ	介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して（延べ）93日間を超える期間又は3回を超える分割取得を対象にしていること		
		オ	介護休暇について、要介護状態にある対象家族が1人であれば1年に6日以上、対象家族が2人以上であれば1年に11日以上の休暇を付与していること		
カ	介護する従業員について、介護休業とは別に、利用開始から3年の間に2回を超える回数を対象とした勤務時間の短縮等の措置をしていること（1から4のいずれか一つ以上に該当すること） 1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度				
④職場環境	会社の方針として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること				

※物品供給等に係る事業者については、重点対象項目1及び2の一般事業主行動計画の策定に係る評点はありません。